

# ひたちなか市円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

## 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）（令和2年2月5日付け国住指第3643号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものである。

## 2. 現状の分析等

### （1）審査に要する所要時間の把握及び分析

本市における法区分（建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項各号）毎の審査に要する平均所要期間（平成29年4月から令和2年2月）は下表のとおりである。

確認申請から確認済証交付までの総日数では、法6条第1項1号及び第3号の物件が115.4日、同第4号の物件が34.0日となっており、実審査日数では、同第1号及び第3号で31.4日、同第4号で5.7日と、それぞれ法定審査期間内に処理が行われている。

しかしながら、申請図書等の不備の補正完了までに90日以上かかった物件もあり、申請図書等の補正に相当の日数を要していることから、確認審査事務の迅速化を図るためには、補正の指示を行った後に、一定の期間が経過した物件に対するフォローアップ等が必要であると考えられる。

法区分 (法第6条第1項)	平均総日数 (日)	平均中断日数(日) (最終補正日)－(中断通知日)	平均実審査日数 (日)
第1・3号	115.4	84.0	31.4
第4号	34.0	28.2	5.7

(第2号該当物件はなし)

※分析対象：平成29年4月1日～令和2年2月29日に確認済証を交付した建築物

※実審査日数：総日数から中断日数を除いた日数

### （2）審査体制の改善

茨城県特定行政庁連絡協議会（建築分科会）において、確認審査に関する情報交換、調査・研究を積極的に行い、担当者の審査能力向上を図る。また、「県内を業務区域とする指定確認検査機関及び特定行政庁による意見交換会」等に参加し、指摘事項のバラツキを少なくすると共に、確認審査の円滑化及び迅速化に努める。

## 3. 建築確認審査の迅速化と目標設定

円滑な経済活動を維持しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

#### 4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

確認審査の迅速化のための取組み方針を以下のように定める。

##### (1) 確認申請書の受理時のチェック方法の徹底

確認申請書の受理時には①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性が取れているか、③法適合上、重大な問題がないか等を確認して受理するものとする。

##### (2) 審査方法（審査手順、申請者等とのやり取り方法を含む。）の改善

- ・建築計画に大きく影響する斜線制限や容積率制限等についての問題を発見した場合は、速やかに設計者又は代理者に補正を指示する。この場合、全ての申請図書に関する指摘ではない旨を伝える。
- ・補正等の書面の交付を行う場合は、相当の期間を定めて補正や追加説明書の提出を求める。※相当の期間とは概ね1ヶ月以内とする。
- ・補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」による。
- ・補正等の書面の交付をした物件のうち、期限が過ぎても補正が行われない物件については、長期間放置されないよう、電話等により状況確認を行う。
- ・指摘事項については、担当者によるバラツキを少なくするよう、内部で情報共有し調整する。

##### (3) その他確認審査手続きの迅速化に有効な取組みの実施

- ・建築主事は、物件毎の審査状況を把握し、目標を達成できるよう必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図る。

#### 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて、具体的な取組み方針を以下のとおり定める。

##### (1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の進捗のため、建築確認申請書を受理した段階から、物件毎の進捗状況を建築主事が管理する。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、定期的に総審査日数、実審査日数を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないか検証を行う。

##### (2) 市民からの苦情を受け付ける窓口の設置

- ・審査に係る意見・苦情は、建築指導課窓口において随時受け付ける他、市HPからも受け付けるものとする。

##### (3) 審査技術向上のための取組み

- ・建築主事が中心となり、審査担当者の審査に関する定期的な情報交換、意見交換の場を設ける。
- ・審査能力向上のため、計画的に研修会等に参加する。

##### (4) その他審査バラツキ削減のための取組み

- ・国、県からの助言や、日本建築行政会議、茨城県特定行政庁連絡会議等を通じて得られた指導方針などの様々な情報について、その運用を調整し指摘事項のバラツキを少なくする。